

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件三件	四六	○障害サービス事業者を指定した件	四六九
○漁業災害補償法による届出に係る特定第二号漁業者の同意について規定する要件に適合すると認める件	四六七	○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件	四六九
○地籍調査の成果について認証した件	四六七	○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習として指定した件	四六九
○保安林の指定を解除する件	四六七	○指定管理者を募集する件八件	四七〇
○保安林の指定をする予定である旨通知があった件四件	四六七	福 島 県 人 事 委 員 会	
公 告		○県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	四七六
○障害者自立支援法による指定障害		正 誤	
		○平成二十年七月十一日付け定例第九九百九十五号中	四七六

告 示

福島県告示第五百十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年七月二十五日から同年十一月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年七月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
福島駅西口ショッピングセンター 福島市公事田六一七ほか
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙書面のとおりに
(変更後) 別紙書面のとおりに

- 三 変更した年月日
別紙書面のとおりに
- 四 届出年月日
平成二十年七月十四日
- 五 届出をした者
東日本旅客鉄道株式会社

(「別紙書面」は省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年七月二十五日から同年十一月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年七月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
JR郡山市民市場 郡山市燧田百九十五番地
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 別紙書面のとおりに
(変更後) 別紙書面のとおりに
2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 三 変更した年月日
別紙書面のとおりに
- 四 届出年月日

平成二十年七月十四日
届出をした者
東北総合サービス株式会社
〔「別紙書面」は省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。〕

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百二十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年七月二十五日から同年十一月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市商工観光部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年七月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

会津若松ショッピングセンター 会津若松市駅前町四十ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり
2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり
三 変更した年月日

別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成二十年七月十四日

五 届出をした者

東北総合サービス株式会社
〔「別紙書面」は省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。〕
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百二十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十五条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による発起人菊池重春ほか一名からの平成二十年六月三十日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。
平成二十年七月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平
(水産課)

福島県告示第五百二十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、東白川郡塙町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成二十年七月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 調査を行った者の名称

塙町

二 成果の名称

東白川郡塙町大字東河内の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第五百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
平成二十年七月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 解除に係る保安林の所在場所

いわき市岩間町川田一〇〇の一

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

指定理由の消滅

(治山対策課)

福島県告示第五百二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十年七月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所

南会津郡南会津町山口字板橋山三六五一の一、三六五一の五から三六五一の一〇まで、三六五一の二二から三六五一の二六まで、三六五一の三二から三六五一の三七まで、三六五一の四〇、三六五一の四一、三六五一の四九、乙三六五三、丙三六五四、三六五四の一、三六五五、甲三六五六、甲三六五七、三八九九から三九〇一まで

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第五百二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十年七月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

いわき市三和町下市萱字竹ノ下六二、六三、一〇一の八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第五百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十年七月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

いわき市四倉町字西三丁目五一の一、六六、六七の二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第五百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十年七月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

会津若松市門田町大字面川字土橋甲三二六〇の五、甲三二六〇の六、甲三二六〇の八、甲三一六〇の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津若松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び会津若松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

公 告

公告第三百九十八号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。
 平成二十年七月二十五日

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
ゆるーりハウスL	いわき市平字六人町一―二〇	特定非営利活動法人ゆるーり	福島県いわき市平字豊間字塩場一―一九〇	平成二〇年五月一日	共同生活介護 共同生活援助	知的障害者 精神障害者
共同生活起居 ところん	西白河郡泉崎村大字泉崎字下根岸三五一―	NPO法人ところん	福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字下根岸九	平成二〇年五月一五日	共同生活介護	知的障害者 精神障害者

（障がい福祉課）

公告第三百九十九号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。
 平成二十年七月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	サービスの主たる対象者
あげぼの荘	共同生活起居ところん	西白河郡矢吹町曙町二四	西白河郡泉崎村大字泉崎字下根岸三	NPO法人ところん	福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字下	生活生活援助	知的障害者 精神障害者

公告第四百号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項及び第八条の三の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習として、平成二十年七月十六日次のとおり指定した。
 平成二十年七月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

（障がい福祉課）

開催年月日	場所
平成二十年八月二十日	会津大学 会津若松市一箕町鶴賀字上居合九十番地
平成二十年九月九日	南相馬市文化センター 南相馬市原町区三島町二丁目四十五番地

2 業務従事者に対する講習

開催年月日	場所
平成二十年八月二十日	会津大学 会津若松市一箕町鶴賀字上居合九十番地
平成二十年九月九日	南相馬市文化センター 南相馬市原町区三島町二丁目四十五番地

三 受講料

- 1 クリーニング師の研修受講料 五千円
- 2 業務従事者に対する講習受講料 四千五百円

（食品生活衛生課）

公告第四百一号

ふくしま県民の森条例（昭和四十八年福島県条例第二十一号）第四条の規定によりふくしま県民の森の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり募集する。
平成二十年七月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 公の施設の概要

1 名称 ふくしま県民の森

2 所在地 福島県安達郡大玉村玉井字長久保及び字雨ヶ沢

3 規模等

(一) 面積 九十一・五四八ヘクタール（うち森林学習区域の面積は五十二・一六四ヘクタール、オートキャンプ場区域の面積は三十九・三八四ヘクタール）

(二) 主な施設の面積等

森林館 四百八十三・一九平方メートル

森林学習館 四百五十平方メートル

ビクターセンター 千七百四十八・〇六平方メートル

サテライトハウス（五棟計） 千八百八十四・三五平方メートル

コテージ（二十棟計） 千五百十・九一平方メートル

テントサイト数 二百四サイト

二 指定管理者が行う業務

1 県民の野外活動その他の森林における自然環境の中で行う活動に関する事。

2 ふくしま県民の森の施設及びその附属設備（以下「施設等」という。）の利用に関する事。

3 ふくしま県民の森の設置の目的を達成するために必要な業務に関する事。

4 ふくしま県民の森の維持管理に関する事。

5 施設等の使用の承認に関する事。

6 ふくしま県民の森条例第十二条第一項の料金、同条第二項の料金及び同条第三項の料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する事。

7 その他知事が別に定める業務に関する事。

三 指定管理者の指定予定期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで（五年間）

四 業務に係る経費

業務に係る経費に充てるため、指定管理者は利用料金を自己の収入として収受するものとし、及び県は指定管理者に委託料を支払うものとする。

五 申請の資格

福島県内に本店、支店、営業所、事業所等（支店、営業所、事業所等については、契約権限があるものに限る。）を置く法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、募集要項に示す条件に該当するものとする。

六 申請の手続

1 募集要項の配布

次に定めるところにより、募集要項を配布する。

(一) 配布期間 平成二十年七月二十五日（金）から同年九月五日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで

(二) 配布場所 九に掲げる問い合わせ先で配布する。

なお、福島県のウェブページ（<http://www.pref.fukushima.jp/>）からダウンロードし、入手することができる。

2 説明会

(一) 開催日時及び場所 平成二十年八月八日（金）午後一時三十分からふくしま県民の森森林学習館において、説明会を行う。

(二) 参加申込み 説明会に参加しようとする法人等は、平成二十年八月七日（木）午後五時までに募集要項に定める様式により、九に掲げる問い合わせ先に郵送又はファクシミリで申し込むこと。

3 質問書

ふくしま県民の森の指定管理者の募集に関し疑義があるときは、次に定めるところにより質問書を提出し、回答を受けることができる。

(一) 提出期間 平成二十年八月八日（金）から同年九月五日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで

(二) 提出方法 郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、九に掲げる問い合わせ先まで提出すること。

(三) 回答方法 直接本人に通知するとともに1の(二)の福島県のウェブページに掲載する。

4 申請書等の提出

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に定めるところにより指定管理者指定申請書等を提出すること。

(一) 提出書類 指定管理者指定申請書、事業計画書その他の募集要項に定める書類

(二) 提出部数 二部（正本一部及び副本一部）

(三) 提出期間 平成二十年九月八日（月）から同月十九日（金）まで（土曜日、日曜日及び同月十五日（月）を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで

(四) 提出方法 九に掲げる問い合わせ先に持参又は郵送すること（郵送による場合は、書留郵便によるものとし、(三)に掲げる提出期間内に必着のこと。）。

七 指定管理者の指定

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）第三条各号に掲げる基準に基づき総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補団体として選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

八 その他

詳細は、募集要項による。

九 問い合わせ先

福島県農林水産部森林林業総室森林整備課（福島県福島市杉妻町二番十六号 福島

県庁西庁舎六階 電話〇二四一五二一七四二九 ファクシミリ〇二四一五二一七
九〇八 メールアドレス shinrinseibi@pref.fukushima.jp

(森林整備課)

公告第四百二号

福島県昭和の森条例(昭和五十六年福島県条例第二十一号)第四条の規定により福島県昭和の森の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり募集する。

平成二十年七月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 公の施設の概要

1 名称 福島県昭和の森

2 所在地 福島県耶麻郡猪苗代町大字長田字天鏡台

3 規模等

(一) 面積 五十五・六四ヘクタール

(二) 主な施設の面積

休憩所・便所・管理棟 百五十九平方メートル

休憩所別棟 七十八平方メートル

未来への広場 四千八平方メートル

昭和の広場 七千五百平方メートル

二 指定管理者が行う業務

1 福島県昭和の森の施設及びその附属設備の利用に関すること。

2 福島県昭和の森の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

3 福島県昭和の森の維持管理に関すること。

4 その他知事が別に定める業務に関すること。

三 指定管理者の指定予定期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで(五年間)

四 業務に係る経費

業務に係る経費に充てるため、県は、指定管理者に委託料を支払う。

五 申請の資格

福島県内に本店、支店、営業所、事業所等(支店、営業所、事業所等については、契約権限があるものに限る。)を置く法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって、募集要項に示す条件に該当するものとする。

六 申請の手続

1 募集要項の配布

次に定めるところにより、募集要項を配布する。

(一) 配布期間 平成二十年七月二十五日(金)から同年九月五日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(二) 配布場所 九に掲げる問い合わせ先で配布する。

なお、福島県のウェブページ(<http://www.pref.fukushima.jp/>)からダウンロード

ドし、入手することができる。

2 説明会

(一) 開催日時及び場所 平成二十年八月七日(木)午後一時三十分から福島県昭和の森管理棟において、説明会を行う。

(二) 参加申込み 説明会に参加しようとする法人等は、平成二十年八月六日(水)午後五時までに募集要項に定める様式により、九に掲げる問い合わせ先に郵送又はファクシミリで申し込むこと。

3 質問書

福島県昭和の森の指定管理者の募集に関し疑義があるときは、次に定めるところにより質問書を提出し、回答を受けることができる。

(一) 提出期間 平成二十年八月七日(木)から同年九月五日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(二) 提出方法 郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、九に掲げる問い合わせ先まで提出すること。

(三) 回答方法 直接本人に通知するとともに1の(二)の福島県のウェブページに掲載する。

4 申請書等の提出

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に定めるところにより指定管理者指定申請書等を提出すること。

(一) 提出書類 指定管理者指定申請書、事業計画書その他の募集要項に定める書類

(二) 提出部数 二部(正本一部及び副本一部)

(三) 提出期間 平成二十年九月八日(月)から同月十九日(金)まで(土曜日、日曜日及び同月十五日(月)を除く。)

(四) 提出方法 九に掲げる問い合わせ先に持参又は郵送をすること(郵送による場合は、書留郵便によるものとし、(三)に掲げる提出期間内に必着のこと。)

七 指定管理者の指定

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年福島県条例第六十八号)第三条各号に掲げる基準に基づき総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補団体として選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

八 その他

詳細は、募集要項による。

九 問い合わせ先

福島県農林水産部森林林業総室森林整備課(福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県庁西庁舎六階 電話〇二四一五二一七四二九 ファクシミリ〇二四一五二一七九〇八 メールアドレス shinrinseibi@pref.fukushima.jp)

(森林整備課)

公告第四百三号

福島県総合緑化センター条例（昭和五十六年福島県条例第二十号）第四条の規定により福島県総合緑化センターについて、及び福島県都市公園条例（昭和五十四年福島県条例第二十号）第四条の二の規定により逢瀬公園について、それらの管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり募集する。

平成二十年七月二十五日

一 公の施設の概要

福島県知事 佐藤雄平

名称	所在地	規模等
一 福島県総合緑化センター	福島県郡山市逢瀬町河内字東長倉	(一) 面積 十六・五六ヘクタール 主な施設の面積 本館 六百十九・六平方メートル 休憩所 二百八十平方メートル 作業舎 二百七十七平方メートル ミスト舎 二百二十七平方メートル 薬用植物園温室 百五平方メートル
二 逢瀬公園	同	(一) 面積 十七・三ヘクタール 主な施設の面積 花暦園 二百平方メートル

二 指定管理者が行う業務

1 福島県総合緑化センターの指定管理者が行う業務

- (一) 緑化に関する調査及び情報の提供に関すること。
- (二) 緑化意識の啓発並びに緑化に関する相談及び技術の普及指導に関すること。
- (三) 緑化に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (四) 福島県総合緑化センターの施設及びその附属設備の利用に関すること。
- (五) 福島県総合緑化センターの設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(六) 福島県総合緑化センターの維持管理に関すること。

(七) 福島県総合緑化センターの施設の使用の承認に関すること。

(八) その他知事が別に定める業務に関すること。

2 逢瀬公園の指定管理者が行う業務

(一) 逢瀬公園の維持管理に関すること。

(二) 逢瀬公園の利用の促進に関すること。

(三) その他知事が必要と認める業務に関すること。

三 指定管理者の指定予定期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで（五年間）

四 業務に係る経費

業務に係る経費に充てるため、県は、指定管理者に委託料を支払う。

五 申請の資格

福島県内に本店、支店、営業所、事業所等（支店、営業所、事業所等については、契約権限があるものに限る。）を置く法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて、募集要項に示す条件に該当するものとする。

六 申請の手続

1 募集要項の配布

次に定めるところにより、募集要項を配布する。

- (一) 配布期間 平成二十年七月二十五日（金）から同年九月五日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで
- (二) 配布場所 九に掲げる問い合わせ先で配布する。

なお、福島県のウェブページ (<http://www.pref.fukushima.jp/>) からダウンロードし、入手することができる。

2 説明会

(一) 開催日時及び場所 平成二十年八月六日（水）午後一時三十分から福島県総合緑化センター会議室において、説明会を行う。

(二) 参加申込み 説明会に参加しようとする法人等は、平成二十年八月五日（火）午後五時までに募集要項に定める様式により、九に掲げる問い合わせ先にはファクシミリで申し込むこと。

3 質問書

福島県総合緑化センター及び逢瀬公園の指定管理者の募集に関し疑義があるときは、次に定めるところにより質問書を提出し、回答を受けることができる。

(一) 提出期間 平成二十年八月六日（水）から同年九月五日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで

(二) 提出方法 郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、九に掲げる問い合わせ先で提出すること。

(三) 回答方法 直接本人に通知するとともに1の(二)の福島県のホームページに掲載する。

4 申請書等の提出

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に定めるところにより指定管理者指定申請書等を提出すること。

(一) 提出書類 指定管理者指定申請書、事業計画書その他の募集要項に定める書類

(二) 提出部数 二部（正本一部及び副本一部）

(三) 提出期間 平成二十年九月八日（月）から同月十九日（金）まで（土曜日、日曜日及び同月十五日（月）を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで

(四) 提出方法 九に掲げる問い合わせ先に持参又は郵送をすること(郵送による場合は、書留郵便によるものとし、(三)に掲げる提出期間内に必着のこと。)

七 指定管理者の指定
福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十六年福島県条例第六十八号)第三条各号に掲げる基準に基づき総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補団体として選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

八 その他
詳細は、募集要項による。

九 問い合わせ先
福島県農林水産部森林林業総室森林整備課(福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県庁西庁舎六階 電話〇二四一五二一七四二九 ファクシミリ〇二四一五二一七九〇八 メールアドレス shinrinseibi@pref.fukushima.jp)
(森林整備課)

公告第四百四号

福島県港湾管理条例(昭和三十一年福島県条例第七十二号)第二条の三の二の規定により小名浜港マリナー施設及び翁島港マリナー施設の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり募集する。

平成二十年七月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	所 在 地	主 な 設 備
一 小名浜港マリナー施設	福島県いわき市泉町下川字大畑二百六十二番地	浮棧橋、船揚場、揚降施設、ボートヤード、駐車場、周辺マリナー緑地等
二 翁島港マリナー施設	福島県耶麻郡猪苗代町大字翁島字上前田四番地	浮棧橋、船揚場、固定式揚降機、ボートヤード、駐車場等

二 指定管理者が行う業務

- 1 マリナー施設の維持管理に関すること。
- 2 マリナー施設の使用の許可に関すること。
- 3 マリナー施設の安全管理に関すること。
- 4 マリナー施設を使用する者への指導助言に関すること。
- 5 マリナー施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関すること。

と。

6 その他知事が必要と認める業務に関すること。

三 指定管理者の指定予定期間
平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで(五年間)

四 業務に係る経費
業務に係る経費に充てるため、小名浜港マリナー施設にあつては利用料金を指定管理者の収入とし、及び県は指定管理者に委託料を支払い、翁島港マリナー施設にあつては利用料金を指定管理者の収入とする。

五 申請の資格
福島県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体(以下「法人等」という。)であつて、募集要項に示す条件に該当するものとする。

六 申請の手續
1 募集要項の配布
次に定めるところにより、募集要項を配布する。

(一) 配布期間
平成二十年七月二十五日(金)から同年九月十九日(金)まで(土曜日、日曜日及び同年九月十五日(月)を除く。)の午前八時三十分から午後五時まで

(二) 配布場所
九に掲げる問い合わせ先で配布する。

なお、福島県のウェブページ(<http://www.pref.fukushima.jp/kouwan/>)からダウンロードし、入手することができる。

2 説明会

小名浜港マリナー施設にあつては平成二十年八月七日(木)午前十時から同施設において、翁島港マリナー施設にあつては同日午後三時から同施設において説明会を行う。

3 質問書
小名浜港マリナー施設及び翁島港マリナー施設の指定管理者の募集に関し疑義があるときは、次に定めるところにより質問書を提出し、回答を受けることができる。

(一) 提出期間 平成二十年八月八日(金)から同月二十二日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時まで

(二) 提出方法 郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、九に掲げる問い合わせ先まで提出すること。

(三) 回答方法 説明会に参加したすべての法人等に郵送、ファクシミリ又は電子メールで回答する。

4 申請書等の提出

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に定めるところにより指定管理者指定申請書等を提出すること。

(一) 提出書類 指定管理者指定申請書、事業計画書その他の募集要項に定める書類

(二) 提出部数 二部(正本一部及び副本一部)

- (三) 提出期間 平成二十年九月八日(月)から同月十九日(金)まで(土曜日、日曜日及び同月十五日(月)を除く。)の午前八時三十分から午後五時まで
- (四) 提出方法 九に掲げる問い合わせ先に持参又は郵送をすること(郵送による場合は、書留郵便によるものとし、(三)に掲げる提出期間内に必着のこと)。
- 七 指定管理者の指定

福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十六年福島県条例第六十八号)第三条各号に掲げる基準に基づき総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補団体として選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

- 八 その他
- 詳細は、募集要項による。

- 九 問い合わせ先

福島県土木部河川港湾総室港湾課(福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎三階) 電話〇二四一五二一七四九七 ファクシミリ〇二四一五二一七七一六 メールアドレス kouwan@pref.fukushima.jp

(港湾課)

公告第四百五号

福島県港湾管理条例(昭和三十一年福島県条例第七十二号)第二条の三の二の規定によりプレジャーボート用指定泊地の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり募集する。

平成二十年七月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 公の施設の概要

名 称	所在場所	面 積
一 小名浜港プレジャーボート用指定泊地	福島県いわき市小名浜小名浜港	二千八百九十九平方メートル
二 江名港プレジャーボート用指定泊地	福島県いわき市江名江名港	二千平方メートル
三 中之作港プレジャーボート用指定泊地	福島県いわき市中之作中之作港	五千三百七十平方メートル
四 久之浜港プレジャーボート用指定泊地	福島県いわき市久之浜町久之浜港	千七百八十平方メートル

二 指定管理者が行う業務

- 1 プレジャーボート用指定泊地の維持管理に関すること。
- 2 プレジャーボート用指定泊地の使用の許可に関すること。
- 3 プレジャーボートの適正な停泊、停留及び係留の指導に関すること。
- 4 その他知事が必要と認める業務に関すること。

三 指定管理者の指定予定期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで(五年間)

四 業務に係る経費

業務に係る経費に充てるため、県は、指定管理者に委託料を支払う。

五 申請の資格

福島県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体(以下「法人等」という。)であつて、募集要項に示す条件に該当するものとする。

六 申請の手續

1 募集要項の配布

次に定めるところにより、募集要項を配布する。

(一) 配布期間

平成二十年七月二十五日(金)から同年九月十九日(金)まで(土曜日、日曜日及び同年九月十五日(月)を除く。)の午前八時三十分から午後五時まで

(二) 配布場所

九に掲げる問い合わせ先で配布する。

なお、福島県のウェブページ(<http://www.pref.fukushima.jp/kouwan/>)からダウンロードし、入手することができる。

2 説明会

平成二十年八月七日(木)午前十一時から福島県小名浜港湾建設事務所(福島県いわき市小名浜字辰巳町三十八番地の一)電話〇二四六一五四一―二四一一)内会議室において、説明会を行う。

3 質問書

プレジャーボート用指定泊地の指定管理者の募集に関し疑義があるときは、次に定めるところにより質問書を提出し、回答を受けることができる。

(一) 提出期間 平成二十年八月八日(金)から同月二十二日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時まで

(二) 提出方法 郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、九に掲げる問い合わせ先まで提出すること。

(三) 回答方法 説明会に参加したすべての法人等に郵送、ファクシミリ又は電子メールで回答する。

4 申請書等の提出

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に定めるところにより指定管理者指定申請書等を提出すること。

名 称	所 在 場 所	面 積
一 釣師浜漁港指定施設	福島県相馬郡新地町大字谷地小屋 釣師浜漁港	四百十平方メートル
二 真野川漁港指定施設	福島県相馬郡鹿島町大字烏崎 真野川漁港	五千二百五十五平方メートル
三 請戸漁港指定施設	福島県双葉郡浪江町大字請戸 請戸漁港	八百四十平方メートル

一 公の施設の概要

福島県知事 佐藤雄平

公告第四百六号

福島県漁港管理条例（昭和三十三年福島県条例第三十二号）第十二条の二の規定により指定施設の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり募集する。
平成二十年七月二十五日

福島県土木部河川港湾総室港湾課（福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎三階 電話〇二四一五二一一七四九七 ファクシミリ〇二四一五二一一七七一六 メールアドレス kouwan@pref.fukushima.jp）
（港 湾 課）

八 その他

詳細は、募集要項による。

九 問い合わせ先

福島県土木部河川港湾総室港湾課（福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎三階 電話〇二四一五二一一七四九七 ファクシミリ〇二四一五二一一七七一六 メールアドレス kouwan@pref.fukushima.jp）

七 指定管理者の指定

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）第三条各号に掲げる基準に基づき総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補団体として選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

- (一) 提出書類 指定管理者指定申請書、事業計画書その他の募集要項に定める書類
- (二) 提出部数 二部（正本一部及び副本一部）
- (三) 提出期間 平成二十年九月八日（月）から同月十九日（金）まで（土曜日、日曜日及び同月十五日（月）を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで
- (四) 提出方法 九に掲げる問い合わせ先に持参又は郵送をすること（郵送による場合は、書留郵便によるものとし、(三)に掲げる提出期間内に必着のこと。）。

四 四倉漁港指定施設	福島県いわき市四倉町四倉漁港	八百平方メートル
五 豊間漁港指定施設	福島県いわき市平豊間豊間漁港	六百平方メートル
六 勿来漁港指定施設	福島県いわき市勿来町勿来漁港	九百平方メートル

二 指定管理者が行う業務

- 1 指定施設の維持管理に関すること。
- 2 指定施設の使用の許可に関すること。
- 3 指定施設における漁船以外の船舶の適正な停泊、停留及び係留の指導に関すること。
- 4 その他知事が必要と認める業務に関すること。

三 指定管理者の指定予定期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで（五年間）

四 業務に係る経費

業務に係る経費に充てるため、県は、指定管理者に委託料を支払う。

五 申請の資格

福島県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて、募集要項に示す条件に該当するものとする。

六 申請の手続

1 募集要項の配布

次に定めるところにより、募集要項を配布する。

(一) 配布期間

平成二十年七月二十五日（金）から同年九月十九日（金）まで（土曜日、日曜日及び同年九月十五日（月）を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで

(二) 配布場所

九に掲げる問い合わせ先で配布する。

なお、福島県のウェブページ（<http://www.pref.fukushima.jp/kouwan/>）からダウンロードし、入手することができる。

2 説明会

(一) 一の表一の項から三の項までに掲げる施設

平成二十年八月八日（金）午前十時から福島県相馬港湾建設事務所（福島県相馬市原釜字大津百八十六番地の一 電話〇二四四一三八一八三三二）内会議室において、説明会を行う。

(二) 一の表四の項から六の項に掲げる施設

平成二十年八月七日(木) 午前十一時から福島県小名浜港湾建設事務所(福島県いわき市小名浜字辰巳町三十八番地の一) 電話〇二四六一五二一―二四一―) 内会議室において、説明会を行う。

3 質問書

指定施設の指定管理者の募集に関し疑義があるときは、次に定めるところにより質問書を提出し、回答を受けることができる。

(一) 提出期間 平成二十年八月八日(金) から同月二十二日(金) まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時まで

(二) 提出方法 郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、九に掲げる問い合わせ先まで提出すること。

(三) 回答方法 説明会に参加したすべての法人等に郵送、ファクシミリ又は電子メールで回答する。

4 申請書等の提出

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に定めるところにより指定管理者指定申請書等を提出すること。

(一) 提出書類 指定管理者指定申請書、事業計画書その他の募集要項に定める書類

(二) 提出部数 二部(正本一部及び副本一部)

(三) 提出期間 平成二十年九月八日(月) から同月十九日(金) まで(土曜日、日曜日及び同月十五日(月)を除く。)の午前八時三十分から午後五時まで

(四) 提出方法 九に掲げる問い合わせ先に持参又は郵送をすること(郵送による場合は、書留郵便によるものとし、(三)に掲げる提出期間内に必着のこと)。

七 指定管理者の指定
福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十六年福島県条例第六十八号)第三条各号に掲げる基準に基づき総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補団体として選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

八 その他
詳細は、募集要項による。

九 問い合わせ先
福島県土木部河川港湾総室港湾課(福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎三階) 電話〇二四一五二一―七四九九 ファクシミリ〇二四一五二一―七七一六

メールアドレスkouwan@pref.fukushima.jp) (港湾課)

公告第四百七号

福島県都市公園条例(昭和五十四年福島県条例第二十号)第四条の二の規定によりあづま総合運動公園の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり募集する。

平成二十年七月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 公の施設の概要

1 名称 あづま総合運動公園

2 所在地 福島県福島市佐原及び上名倉地内

3 面積 九十八・二ヘクタール(うち指定管理者の管理に係る面積 八十八・二ヘクタール)

4 主な施設 庭球場、県営あづま球場、サイクルスポーツ広場、県営あづま総合体育館、県営あづま陸上競技場、補助陸上競技場、フィットネス広場、軟式野球場、多目的運動広場、スポーツイベント広場、しゃくなげの丘、ピクニック広場、木陰広場、巨石広場、トリムの森、クライミングウォール等

二 指定管理者が行う業務

1 あづま総合運動公園の維持管理に関すること。

2 庭球場、県営あづま球場、サイクルスポーツ広場、県営あづま総合体育館、県営あづま陸上競技場及び福島県都市公園条例別表第一あづま総合運動公園の項に掲げる公園施設(以下「有料公園施設等」という。)の使用の許可に関すること。

3 有料公園施設等の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関すること。

4 あづま総合運動公園の利用の促進に関すること。

三 指定管理者の指定予定期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで(五年間)
業務に係る経費

四 業務に係る経費

ものとし、及び県は指定管理者に委託料を支払う。

五 申請の資格

福島県内に本店、支店、営業所、事業所等(支店、営業所、事業所等については、契約権限があるものに限る。)を置く法人その他の団体(以下「法人等」という。)であつて、募集要項に示す条件に該当するものとする。

六 申請の手續

1 募集要項の配布
次に定めるところにより、募集要項を配布する。

(一) 配布期間
平成二十年七月二十五日(金) から同年九月五日(金) まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時三十分まで

(二) 配布場所
九に掲げる問い合わせ先及び福島県県北建設事務所総務部総務課(福島県福島市杉妻町五番七十五号 福島県庁東分庁舎四階) 電話〇二四一五二一―七六八二)で配布する。

なお、福島県のウェブページ(<http://www.pref.fukushima.jp/>)からダウンロードし、入手することができる。

2 説明会

- (一) 開催日時及び場所
平成二十年八月二十日(水)午後二時からあづま総合運動公園内県管あづま総合体育館研修室において、説明会を行う。
- (二) 参加申込み
説明会に参加しようとする法人等は、平成二十年八月十八日(月)午後五時三十分までに募集要項に定める様式により、九に掲げる問い合わせ先に持参又は郵送で申し込むこと。

3 質問書

あづま総合運動公園の指定管理者の募集に関し疑義があるときは、次に定めるところにより質問書を提出し、回答を受けることができる。

- (一) 提出期間 平成二十年八月二十一日(木) から同年九月五日(金) まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時三十分まで
- (二) 提出方法 郵送又は電子メールにより、九に掲げる問い合わせ先まで提出すること(郵送による場合は、書留郵便によるものとし、(一)に掲げる提出期間内に必着のこと。)
- (三) 回答方法 1の(二)の福島県のウェブページに掲載する。

4 申請書等の提出

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に定めるところにより指定管理者指定申請書等を提出すること。

- (一) 提出書類 指定管理者指定申請書、事業計画書その他の募集要項に定める書類
- (二) 提出部数 二部(正本一部及び副本一部)
- (三) 提出期間 平成二十年九月八日(月) から同月十九日(金) まで(土曜日、日曜日及び同月十五日(月)を除く。)の午前八時三十分から午後五時三十分まで
- (四) 提出方法 九に掲げる問い合わせ先に持参又は郵送をすること(郵送による場合は、書留郵便によるものとし、(三)に掲げる提出期間内に必着のこと。)

七 指定管理者の指定

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年福島県条例第六十八号)第三条各号に掲げる基準に基づき総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補団体として選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

八 その他

詳細は、募集要項による。

九 問い合わせ先

福島県土木部都市総室都市計画課(福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県庁西庁舎四階 電話〇二四一五二一七五〇八 メールアドレス toshikeikaku@pref.fukushima.jp (都市計画課))

公告第四百八号

福島県都市公園条例(昭和五十四年福島県条例第二十号)第四条の二の規定により福島空港公園の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり募集する。
平成二十年七月二十五日
福島県知事 佐藤 雄平

一 公の施設の概要

- 1 名称 福島空港公園
- 2 所在地 福島県須賀川市狸森及び同県石川郡玉川村大字北須釜地内
- 3 面積 五十二・一ヘクタール(平成二十年度末共用予定面積含む。)(既に指定管理者に委託している面積 四十三・九ヘクタール 新たに指定管理者に委託する面積 八・二ヘクタール)
- 4 主な施設 庭球場、多目的運動場、フットサルコート、二十一世紀建設館等

二 指定管理者が行う業務

- 1 福島空港公園の維持管理に關すること。
- 2 庭球場及び福島県都市公園条例別表第一福島空港公園の項に掲げる公園施設(以下「有料公園施設等」という。)の使用の許可に關すること。
- 3 有料公園施設等の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に關すること。
- 4 福島空港公園の利用の促進に關すること。
- 5 その他知事が必要と認める業務に關すること。

三 指定管理者の指定予定期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで(五年間)

四 業務に係る経費

業務に係る経費に充てるため、指定管理者は利用料金を自己の収入として収受するものとし、及び県は指定管理者に委託料を支払う。

五 申請の資格

福島県内に本店、支店、営業所、事業所等(支店、営業所、事業所等については、契約権限のあるものに限る。)を置く法人その他の団体(以下「法人等」という。)であつて、募集要項に示す条件に該当するものとする。

六 申請の手続

- 1 募集要項の配布
次に定めるところにより、募集要項を配布する。
- (一) 配布期間
平成二十年七月二十五日(金) から同年九月五日(金) まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時三十分まで
- (二) 配布場所
九に掲げる問い合わせ先及び福島県福島空港事務所総務課(福島県石川郡玉川村大字北須釜字鐘田二十一番地 電話〇二四七一一二六五)で配布する。
なお、福島県のウェブページ(<http://www.pref.fukushima.jp/>)からダウンロードし、入手することができる。

2 説明会

(一) 開催日時及び場所

平成二十年八月二十日(水) 午前十時から福島空港公園緑のスポーツエリア内
二十一世紀建設会館会議室において、説明会を行う。

(二) 参加申込み

説明会に参加しようとする法人等は、平成二十年八月十八日(月)午後五時三十分までに募集要項に定める様式により、九に掲げる問い合わせ先に持参又は郵送で申し込むこと。

3 質問書

福島空港公園の指定管理者の募集に関し疑義があるときは、次に定めるところにより質問書を提出し、回答を受けることができる。

(一) 提出期間 平成二十年八月二十一日(木) から同年九月五日(金) まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(二) 提出方法 郵送又は電子メールにより、九に掲げる問い合わせ先まで提出すること(郵送による場合は、書留郵便によるものとし、(一)に掲げる提出期間内に必着のこと。)

(三) 回答方法 1の(二)の福島県のウェブページに掲載する。

4 申請書等の提出

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に定めるところにより指定管理者指定申請書等を提出すること。

(一) 提出書類 指定管理者指定申請書、事業計画書その他の募集要項に定める書類
(二) 提出部数 二部(正本一部及び副本一部)

(三) 提出期間 平成二十年九月八日(月) から同月十九日(金) まで(土曜日、日曜日及び同月十五日を除く。)

(四) 提出方法 九に掲げる問い合わせ先に持参又は郵送をすること(郵送による場合は、書留郵便によるものとし、(三)に掲げる提出期間内に必着のこと。)

七 指定管理者の指定

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年福島県条例第六十八号) 第三条各号に掲げる基準に基づき総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補団体として選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

八 その他

詳細は、募集要項による。

九 問い合わせ先

福島県土木部都市総室都市計画課(福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県庁西庁舎四階 電話〇二四一五二一七五〇八 メールアドレス toshikeikaku@pref.fukushima.jp (都市計画課))

福島県人事委員会

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月二十五日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第三十一号

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年福島県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。
別表伊達郡飯野町の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)

正 誤

〇平成二十年七月十一日付け定例第九百九十五号中

ページ	段	行	正	誤
四三六	上	一四	清算法人常葉町土地改良区	精算法人常葉町土地改良区